

国土調査法

1. 案内情報

- 手続名 : 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定
- 手続根拠 : 国土調査法第19条第5項
- 手続対象者 : 国土調査以外の測量及び調査を行った者
- 提出時期 : 国土調査以外の測量及び調査を行ったとき
- 提出方法 : 認証申請書を作成し、国土交通大臣又は事業所管大臣に提出して下さい。
- 手数料 : 無し
- 添付書類・部数 : 提出先となる国土交通省土地・水資源局国土調査課又は事業所管部局にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の申請について(一太郎)
- 記載要領・記載例 : 提出先となる国土交通省土地・水資源局国土調査課又は事業所管部局にお問い合わせ下さい。

2 窓口情報

- 提出先 : ・国土交通省土地・水資源局国土調査課
03 - 5253 - 8111 (内線30 - 526 ~ 527)
・事業所管部局
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : と同じです。

3 手続情報

- 審査基準 : ・国土調査法第19条第5項、第2項
・国土調査法施行令第6条
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

番 号
年 月 日

殿

(国土交通大臣)
(事業所管大臣)

(測量及び調査を行った者の住所、名称、代表者名)

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての
指定の申請について

年に 行った測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和26年法律
第180号）第19条第5項及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第10条
の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

1. 測量及び調査を行った者の氏名及び名称
2. 作成した地図及び簿冊の名称
3. 測量及び調査を行った地域及び期間
4. 測量及び調査上の誤差の程度
国土調査法施行令第6条に規定する誤差の限度内
5. 添付書類
 - (1) 総括表
 - (2) 申請地域位置図
 - (3) 地図一覧図
 - (4) 地図及び簿冊
 - (5) 精度管理表
 - (6) 基準点等測量網図
6. 成果の写の送付先
法務局